

# 青森県報

第二千三百九十四号

平成十六年  
十月二十日  
(水曜日)

## 目 次

### 規 則

青森県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則……………(医療業務課) ……一

青森県病院事業条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則……………( 同 ) ……一

### 告 示

平成十六年度青森県一般会計補正予算(専決第一号)の要領……………(財政課) ……二

結核予防法による医療機関の指定……………(保健衛生課) ……三

家畜体内受精卵移植講習会の開催……………(畜産課) ……三

青森県海面漁業調整規則による聴聞の期日における審理の公開……………(水産振興課) ……三

建築基準法による指定確認検査機関の指定……………(建築住宅課) ……四

公告……………( 同 ) ……四

県営土地改良事業計画変更の決定……………(農村整備課) ……四

県有地の売却に係る一般競争入札……………(港湾空港課) ……四

公安委員会……………( 同 ) ……四

指定講習機関の指定……………(運転免許課) ……五

正 誤……………(総務学事課) ……六

平成十六年十月八日定例目次中……………(総務学事課) ……六

平成十六年十月八日定例告示中……………(防災消防課) ……六

## 規 則

青森県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成十六年十月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第六十号

青森県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

青森県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例(平成十六年十月青森県条例第五十二号)の施行期日は、平成十六年十月二十五日とする。

青森県病院事業条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成十六年十月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第六十一号

青森県病院事業条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

青森県病院事業条例の一部を改正する条例(平成十六年十月青森県条例第五十三号)の施行期日は、平成十六年十月二十五日とする。

## 告 示

青森県告示第六百三十九号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十九条第一項の規定に基づき平成十六年十月十二日専決処分した平成十六年度青森県一般会計補正予算（専決第一号）の要領は、次のとおりである。

平成十六年十月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

平成16年度青森県一般会計補正予算（専決第1号）

平成16年度青森県一般会計補正予算（専決第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ13,607千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ769,206,891千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入		補正前の額	補 正 額	計
款	項	千円	千円	千円
5	地方交付税	227,669,123	13,607	227,682,730
1	地方交付税	227,669,123	13,607	227,682,730
	歳入合計	769,193,284	13,607	769,206,891
歳 出		補正前の額	補 正 額	計
款	項	千円	千円	千円
6	農林水産業費	104,144,217	13,607	104,157,824
2	りんご振興費	1,833,141	13,607	1,846,748
	歳出合計	769,193,284	13,607	769,206,891

青森県告示第六百四十号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第一項の規定により、同法第三十四条及び第三十五条に規定する医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、結核予防法施行令（昭和二十六年政令第百四十二号）第二条の六第一項の規定により告示する。

平成十六年十月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	指定年月日
橋本耳鼻科クリニック	八戸市湊高台五丁目二〇の一八	平成十六・一〇・一
みづらクリニック	三戸郡階上町蒼前西三丁目九の三一七七	" "
いろは薬局	八戸市新井田西二丁目七の一四	" "

青森県告示第六百四十一号

家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）第十六条第二項の規定により家畜体内受精卵移植に関する講習会を次のとおり開催するので、青森県家畜人工授精講習会等開催要綱（昭和五十六年十二月青森県告示第五十七号）第二条第二項の規定により告示する。

平成十六年十月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 開催期間  
平成十六年十一月五日から同月二十六日まで（土曜日・日曜日及び祝日を除く。）
- 二 開催場所  
青森県農林総合研究センター畜産試験場（上北郡野辺地町）
- 三 講習人員及び受講対象者  
十五人以内。ただし、牛について家畜人工授精師の免許を有する者及び家畜人工

授精講習会修業試験に合格した者に限る。

四 対象家畜

牛

五 受講申請手続

受講希望者は、受講願書に関係書類を添えて平成十六年十月二十五日までに所轄の農林水産事務所家畜保健衛生所長に提出すること。

六 その他

1 受講願書の用紙は、青森県農林水産部畜産課及び所轄の農林水産事務所家畜保健衛生所で交付する。

2 その他詳細については、青森県農林水産部畜産課又は所轄の農林水産事務所家畜保健衛生所に問い合わせること。

青森県告示第六百四十二号

青森県海面漁業調整規則（昭和四十三年二月青森県規則第十一号）第五十一条第三項の規定により聴聞の期日における審理を公開するので、行政手続法及び青森県行政手続条例に基づき知事が行う聴聞の手続に関する規則（平成十六年九月青森県規則第五十一号）第八条第一項の規定により次のとおり公示する。

平成十六年十月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 当事者並びに聴聞の期日及び場所

当 事 者	住 所	期 日	場 所
佐 京 登	三戸郡階上町大字道仏字小舟渡五〇番地	平成十六年十一月九日午後一時三十分	青森市長島一丁目一の一棟青森県庁西棟六階農林水産部会議室

二 予定される不利益処分内容及び根拠となる法令の条項

青森県海面漁業調整規則第七条の規定により漁業の許可を受けた船舶に対する同

規則第五十一条第一項の規定によるてい泊命令  
三 聴聞に関する事務を所掌する組織の名称及び所在地

1 名称 青森県農林水産部水産振興課  
(担当 漁業管理グループ 電話〇一七 七三四 九五九三)

2 所在地 青森市長島一丁目の一

青森県告示第六百四十三号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第六条の二第一項及び第七条の二第一項の規定により、次のとおり指定確認検査機関を指定したので、同法第七十七条の二第一項の規定により公示する。

平成十六年十月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

名称	住所	指定の区分	業務区域	確認検査の業務を行う所在地	指定をした日	指定の有効期間
有限会社 アーバン 建築確認 検査機関	十和田市大字 三本木字里ノ 沢一の二八四	建築基準 法に基づ く指定機 関等に関 する省令 (平成十 一年建設 省令第十 三号)第 十五條各 号に掲げ る区分	八戸市、 十和田市、 三沢市及 び上北郡 の区域	十和田市大字 三本木字里ノ 沢一の二八四	平成十 六年十 月八日	指定をし た日から 五年間

公 告

県営土地改良事業計画変更の決定

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条の三第一項の規定により、  
四和地区の県営土地改良事業(中山間地域総合整備事業(農道整備)(農業用排水  
施設整備))計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五  
項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成十六年十月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 縦覧に供する書類  
土地改良事業計画書の写し
- 二 縦覧の期間  
平成十六年十月二十一日から同年十一月十八日まで
- 三 縦覧の場所  
十和田市役所

県有地の売却に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令(昭和二十  
二年政令第十六号)第六百六十七条の六の規定により公告する。

平成十六年十月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 一般競争入札に付する事項  
次に掲げる土地の売却

所 在 地	地 目	地 積
青森市大字油川字岡田三の六の内	雑種地	二八五・〇〇平方メートル

- 二 予定価格  
五百三十万千円

- 三 入札に参加する者に必要な資格  
地方自治法施行令第六百六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない  
者であること。

- 四 売却する物件を示す場所  
青森市大字油川字岡田三の六
- 五 売却する物件の地積測量図等の書面及び契約条項を示す場所  
青森市長島一丁目の一  
青森県土整備部港湾空港課
- 六 入札及び開札の場所及び日時  
1 場所  
青森市長島一丁目の一  
青森県庁 南棟八階B会議室  
2 日時  
平成十六年十一月五日 午前十時
- 七 入札保証金及び契約保証金の額  
契約金額(入札保証金にあつては、一般競争入札に参加する者の見積もる契約金額)の百分の五以上に相当する金額
- 八 契約書の取り交わしの時期  
落札決定の日から七日以内
- 九 代金の納入期限  
土地売買契約書により定めた納入期限までに納入する。
- 十 その他  
1 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。  
2 当該物件については、用途を指定し、十年間の買戻し特約を付す。  
指定する用途  
保管施設用地、流通施設用地、旅客施設用地、港湾関連業務施設用地、港湾関連福利厚生施設用地、港湾関連作業基地用地、情報通信施設用地及び以上に付随するものとする。  
3 平成十六年十月二十九日午前十時から、青森市大字油川字岡田三の六において現場説明を行う。

公 安 委 員 会

青森県公安委員会告示第五十七号

道路交通法(昭和三十五年法律第五号)第百八条の四第一項の規定により、次のとおり指定講習機関を指定したので、指定講習機関に関する規則(平成二年国家公安委員会規則第一号)第三条の規定により公示する。

平成十六年十月二十日

青森県公安委員会委員長 櫛 引 利 貞

- 一 名称及び住所並びに代表者の氏名  
1 名称 マルエス自工株式会社青森モータースクール  
2 住所 青森市妙見一丁目二番二号  
3 代表者の氏名 新戸部八州男
- 二 特定講習を行う事務所の名称及び所在地  
1 事務所の名称 青森モータースクール  
2 事務所の所在地 青森市妙見一丁目二番二号
- 三 特定講習の種類 取消処分者講習
- 四 指定を行った年月日 平成十六年十月十三日

正

誤

平成十六年 第三八九号	発行年月日	告示	区分	第六一八号	番号	一	ページ	下	段	ら後 るか 五	行	消 防 用 設 備 等 の 工 事 又 は 整 備 に 関 す る 講 習 の 実 施 細 目 ( 昭 和 四 十 九 年 消 防 庁 告 示 第 二 号 )	誤	工 事 整 備 対 象 設 備 等 の 工 事 又 は 整 備 に 関 す る 講 習 の 実 施 細 目 ( 平 成 十 六 年 消 防 庁 告 示 第 二 十 五 号 )	正
----------------	-------	----	----	-------	----	---	-----	---	---	---------------	---	--	---	--	---

防 災 消 防 課

平成十六年 第三八九号	発行年月日	目次	区分	一	ページ	上	段	七	行	消 防 用 設 備	誤	工 事 整 備 対 象 設 備	正
----------------	-------	----	----	---	-----	---	---	---	---	-----------------------	---	--------------------------------------	---

総 務 学 事 課

(発行所・発行人) 青森市長島一丁目一番一 号 青 森 県	(印刷所・販売人) 青森市第一問屋町一丁目 番七十七号 東奥印刷株 式会社
毎週月・水・金曜日発行	定価小口一枚二付十五円一 銭